

中川町価格高騰 重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 中川町価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

中川町が確認書(または申請書)を受理した日から **2～3週間後**が目安です。

支給対象と申請の有無

令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

(令和5年6月1日時点で中川町に住民登録がある世帯)

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

**「令和5年1月2日以降に
転入した方がいる」**
住民税均等割非課税世帯

中川町から
確認書が届きます（要返送）
※一部申請が必要な場合があります

令和5年6月1日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

申請が必要です

申請期間：令和5年7月25日（火）
～令和5年11月30日（木）

【申請書配布先】中川町役場住民課住民サービス室



お問い合わせ

中川町役場住民課住民サービス室
「価格高騰重点支援給付金」窓口

01656-7-2814

受付時間 平日9:00～17:00